



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 3 3 0 号 令和 3 年 6 月 1 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 8 2	令和 4 年度徳島県立総合看護学校入学試験 を実施する件	医療政策課
3 8 3	同	同
3 8 4	同	同
3 8 5	皆伐面積の限度を公表する件	農林水産基盤整備局 森林整備課
3 8 6	公共測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課
3 8 7	公共測量を終了した旨の通知があった件	同

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
	職員の任用に関する規則の一部を改正する 規則	
	退職手当の支給に関する規則の一部を改正 する規則	

【人事委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
3	口頭により開示請求を行うことができる保 有個人情報をも定める件の一部を改正する件	

徳島県告示第三百八十二号

徳島県立総合看護学校管理規則（平成二十二年徳島県規則第三十四号。以下「規則」という。）第七条第一項の規定に基づき、令和四年度徳島県立総合看護学校（第一看護学科）入学試験を次のとおり実施する。

令和三年六月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 試験の日時

1 一般入学試験（規則第七条第二項に規定する入学試験をいう。以下同じ。）

令和四年一月六日（木曜日）及び同月七日（金曜日）午前九時から午後五時頃まで

2 推薦入学試験（規則第七条第三項に規定する学校等の長から推薦された者について実施する学科試験の一部を免除された入学試験をいう。以下同じ。）

令和三年十一月五日（金曜日）午前九時から午後五時頃まで

二 試験の場所

徳島市鮎喰町二丁目四一番地の六 徳島県立総合看護学校

三 受験資格

1 一般入学試験

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項に該当する者（令和四年三月までに卒業（修了）見込みの者を含む。）

2 推薦入学試験

県内に所在する高等学校又は中等教育学校の長の推薦のある令和四年三月卒業見込みの者

四 入学願書等の提出期限

1 一般入学試験

令和三年十一月一日（月曜日）から同月三十日（火曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月三十日までの消印があれば受け付ける。

2 推薦入学試験

令和三年九月二十七日（月曜日）から同年十月八日（金曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月八日までの消印があれば受け付ける。

五 入学願書等の提出先

徳島市鮎喰町二丁目四一番地の六 徳島県立総合看護学校

六 入学試験手数料

五千五百円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を入学願書に貼り付けること。）

七 その他

この試験についての詳細は、募集要項を参照するほか、徳島県立総合看護学校（電話〇八八―六三三―六六一）に問い合わせること。

徳島県告示第三百八十三号

徳島県立総合看護学校管理規則（平成二十二年徳島県規則第三十四号）第七条第一項の規定に基づき、令和四年度徳島県立総合看護学校（第二看護学科）入学試験を次のとおり実施する。

令和三年六月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 試験の日時

令和四年一月五日（水曜日）午前九時から午後五時頃まで

二 試験の場所

徳島市鮎喰町二丁目四一番地の六 徳島県立総合看護学校

三 受験資格

次のいずれかに該当する者

1 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師（令和四年三月末日時点で業務従事期間が三年以上となる見込みの者を含む。）

2 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業している准看護師（令和四年三月までに卒業見込み又は免許取得見込みの者を含む。）

四 入学願書等の提出期限

令和三年十一月一日（月曜日）から同月三十日（火曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月三十日までの消印があれば受け付ける。

五 入学願書等の提出先

徳島市鮎喰町二丁目四一番地の六 徳島県立総合看護学校

六 入学試験手数料

五千五百円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を入学願書に貼り付けること。）

七 その他

この試験についての詳細は、募集要項を参照するほか、徳島県立総合看護学校（電話〇八八―六三三―六六一）に問い合わせること。

徳島県告示第三百八十四号

徳島県立総合看護学校管理規則（平成二十二年徳島県規則第三十四号）第七条第一項の規定に基づき、令和四年度徳島県立総合看護学校（准看護学科）入学試験を次のとおり実施する。

令和三年六月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 試験の日時

1 一次試験

令和三年十二月十七日（金曜日）午前十時十五分から午後零時四十五分頃まで

2 二次試験

令和四年一月二十七日（木曜日）午前九時三十分から午後五時頃まで

二 試験の場所

徳島市鮎喰町二丁目四一番地の六 徳島県立総合看護学校

三 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に該当する者（令和四年三月までに卒業見込みの者を含む。）

四 入学願書等の提出期限

令和三年十一月一日（月曜日）から同月三十日（火曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月三十日までの消印があれば受け付ける。

五 入学願書等の提出先

徳島市鮎喰町二丁目四一番地の六 徳島県立総合看護学校

六 入学試験手数料

五千五百円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を入学願書に貼り付けること。）

七 その他

この試験についての詳細は、募集要項を参照するほか、徳島県立総合看護学校（電話〇八八―六三三―六六一）に問い合わせること。

徳島県告示第三百八十五号

令和三年七月二日から令和四年三月三十一日までの間における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により公表する。

令和三年六月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

単位区域名	皆伐面積の限度（ヘクタール）	
	水源涵養保安林	土砂流出防備保安林
祖谷川	七四四・八八	五一・六二
吉野川中流	四九八・九五	九五・五七
貞光川	一二六・〇二	二五・三八
穴吹川	一八五・六三	六七・一三
美馬北岸	一三〇・五〇	六〇・八二
板野	二八五・八六	二〇六・三四
鮎喰川	一五一・八一	四三・七八
勝浦川	三九〇・〇九	一二・一二
那賀	一、六四七・四五	一二一・三五
那賀川下流	四三・五八	六・〇〇
日和佐川	一五一・七〇	八・七二
海部川	六四四・七五	五七・六六
計	五、〇〇一・二二	七五六・四九

備考 単位区域については、次の図に示すとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その関係図面を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林

整備課並びに徳島県東部農林水産局及び徳島県総合県民局に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第三百八十六号

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年六月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（用地測量）	美馬郡つるぎ町	令和三年四月二十日から 令和三年十一月三十日まで

徳島県告示第三百八十七号

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所長から、令和二年徳島県告示第七百四十九号（公共測量を変更する旨の通知があった件）で公示した公共測量を令和三年三月三十一日終了した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年六月一日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年六月一日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（規則四九）の一部を次のように改正する。

第二十九条第四項及び第三十条第二項を削る。

第三十七条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を削る。

第六十一条第一項中「まで、第二十六条から第二十九条第三項まで、第三十条第一項、第三十一条から第三十六条まで、第三十七条第一項及び第三項並びに第三十八条」を「並びに第二十六条から第三十八条まで」に、「第十七条第一項第一号」を「第七条第一項第一号」に改める。

第六十六条第一項第二号中「、第二十六条から第二十九条第三項まで、第三十条第一項並びに第三十一条」を「並びに第二十六条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「を」「に」「を」「に」「を」「に」「を」「に」に改め、同様の裏面中「齧」を「齧」に、「齧」を「齧」に、「齧」を「齧」に、「齧」を「齧」に、「齧」を「齧」に改める。

様式第十二号の表面及び様式第十三号中

㊦	㊧	男・女
---	---	-----

を

㊦	㊧
---	---

に改める。

様式第二十号、様式第二十号の二の表面及び様式第二十号の三の表面中

㊦	㊧
---	---

	性別	男・女	を	㊦	㊧
--	----	-----	---	---	---

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県人事委員会告示第二号

平成十四年徳島県人事委員会告示第十三号（口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報）の一部を次のように改正し、令和三年六月一日から施行し、同日以後に実施する試験等に係る保有個人情報について適用する。

令和三年六月一日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

表を次のように改める。

<p>口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報の項目</p>	<p>口頭により開示請求を行うことができる期間</p>	<p>口頭により開示請求を行うことができる場所</p>
<p>試験等の名称</p> <p>職員採用試験（大学卒業程度）</p> <p>職員採用試験（短期大学卒業程度）</p> <p>職員採用試験（高等学校卒業程度）</p> <p>職員採用試験（民間企業等職務経験者）</p> <p>市町村立小・中学校職員採用試験（大学卒業程度）</p> <p>市町村立小・中学校職員採用試験（短期大学卒業程度）</p> <p>市町村立小・中学校職員採用試験（高等学校卒業程度）</p> <p>警察官採用試験</p>	<p>試験等に係る保有個人情報</p> <p>総合点、試験種目別得点及び総合順位</p> <p>徳島県警察官を志望した者に係る試験の総合点、試験種目別得点及び総合順位</p>	<p>第一次試験及び最終合格発表日それぞれの日から一月間（それぞれの日から一月間に限る。）</p> <p>徳島県人事委員会事務局</p>
<p>障がい者を対象とした職員採用選考審査</p>	<p>総合点、試験種目別得点及び総合順位</p>	<p>第一次選考及び最終合格発表日それぞれの日から一月間に限る。）</p>